

再びオスプレイの配備と、低空飛行訓練を問う

本誌、61号(2012年7月発行)で沖縄へのオスプレイに配備について佐々木が批判の記事を書きました。

しかし、昨年10月、10万人が集まった県民大会で示した「オスプレイ配備反対」の沖縄の民意を無視して、普天間基地への強行配備が行われました。配備後は、「人口密集度の特に高い地域の飛行をできる限り避ける等、住民の安全を最大限にできるような考慮する」という政府の主張とは裏腹に、市街地上空での危険な飛行訓練を繰り返しています。ヘリパットの建設が強行されている高江の上空にも飛来し、騒音をまき散らし、墜落の危険で住民の不安は増しています。これに対して、1月には、沖縄の自治体に参加し、東京での首相直訴行動を行い、安倍首相をはじめ、防衛、沖縄担当大臣などに建白書を提出しました。(詳細は頁末野上さんの報告参照)

そして、オスプレイの訓練は、沖縄だけではなく本土上空でも行っています。

すでに行われている本土での低空飛行訓練

本土での低空飛行訓練は80年代から行われていた事実が分かっています。98年に脱軍備ネットワークキャッチピースが、低空飛行による影響があると思われる全国の389自治体(24道県)にアンケートを実施し、「米軍機低空飛行全国自治体アン

ケート」としてパンフレットを発行しています。それによると、80年代後半から、岩国基地所属のF

A18ホーネット戦闘攻撃機や厚木基地の空母艦載機三沢基地の空軍機が全国ルートで低空飛行訓練を繰り返しているということが明らかになっています。

この他に、島根県西部の浜田市上空と群馬県の渋川市上空にはレンジ型と呼ばれる訓練空域があります。

その飛行ルートが明らかにされたのは、オスプレイ配備に関して昨年6月に出されたいわゆる「環境レビュー」によって初めてで、東北地方の「グリーン」「ピンク」、北信越の「ブルー」、近畿・四国の「オレンジ」、九州の「イエロー」、沖縄から奄美にかけての「パープル」の計6本の低空飛行ルートが明らかになりました。(中国地方にも「ブラウン」ルートがあることが明らかになっています)。これらのルートでは、これらのルートでの年間運用回数は各ル



トで約5
5回、全
経路合わ
せて計3
30回の
訓練が行
われ、高
度150
mの低空
で、しか

も、「訓練及び即応基準を満たすため」に「28%を夕刻に、4%を夜間に実施する必要がある」としています。

米軍の低空飛行訓練には制約なし

日本政府はこれまでこれらの低空飛行訓練を認めてこず、低空飛行ルートは米軍の日本での地位を定める「日米地位協定」に基づき日米合同委員会で合意されて提供された空域ではありません。米軍は、日米地位協定の第5条2項の「合衆国軍隊が使用している施設及び区域に出入し、これらのもの間を移動し、及びこれらのものと日本国の港又は飛行場との間を移動することができる」という規定を拡大解釈して訓練を行い、日本政府もこれを黙認しています。

航空法が適応されない低空飛行訓練

さらに、低空飛行訓練には、日本の航空法は「米航空法米軍特例法」によって適用されていません。オスプレイは、オートローテーション機能(エンジンが停止した場合に安全に着陸するための自動回転機能)がないにもかかわらず飛行ができるのも、150mもの低空で全国のごくでも飛行訓練ができるのも、この特例法によるものです。因みに、航空法では離着陸時を除いて150m以上、人口密集地では300m以上と規定しています。

低空飛行が行われている各地で騒音に対する苦情や住宅の窓ガラスが割れるなどの被害が起きている

ることが明らかになっていきます。1988年には岩手県川井村の山中にF16戦闘機が墜落、94年には高知県の早明浦ダム上流に横須賀の空母艦載機A6が墜落しています。関連自治体からは、低空飛行に議会決議や要望なども出され、国会でも問題になったことから、99年には日米合同委員会で、人口密集地や学校や病院などでは考慮する、住民に与える影響を最小限にする。国際民間航空機関や日本の航空法により規定される最低高度基準を用いるなど合意されましたが、実態はこれらの合意が守られなまま運用されています。

開発段階から事故が多発し、すでに36人もの死亡者を出している危険なオスブレイの低空飛行訓練が実施されれば、騒音などの被害の拡大はもちろん、重大な事故に繋がりがかねません。

低空飛行訓練は戦争のための訓練

低空飛行訓練の目的は、低空で飛行することによって敵のレーダーをかくぐり、敵の施設などを破壊する強襲揚陸の役割を持っています。そのために、施設やダムや発電所などを攻撃目標にして訓練を繰り返しています。2月、アメリカのカリフォルニアの海兵隊基地でオスブレイを使って始まった離島防衛能力強化を目的とした日米共同訓練では、陸上自衛隊員が参加し行われました。おのしも、尖閣問題をめぐって中国との緊張が高まる中で、実践的な訓練を行うことは中国をけん制する非常に危険な動きだと言わざるを得ません。

アメリカはすでに、イラクの自由作戦で2007年から、アフガニスタンの不朽の自由作戦では2009年から実戦での活用をしています。(2010年にはアフガニスタンで事故を起こし4人が死亡しています)

住民の生命も安全も顧みない日本政府

野田元首相は、オスブレイの配備を巡って「配備は米政府の方針であり、日本はどうこうしろとはいえない」と言い放ちました。98年2月、イタリアで米軍機が低空飛行によりゴンドラを切断し、20人が亡くなるという事故を起こしました。イタリア政府は、この事故を契機に、「米軍による毎日の飛行計画のイタリアの基地司令官へ提出する。イタリア常駐部隊は高度約600m以下の低空飛行訓練を全訓練の25%以下にすること。空母艦載機など常駐部隊以外の低空飛行訓練はイタリア側の特別な承認を必要とすることに合意し、結局、米軍はイタリアでの訓練を中止しています。この対応を見ても、日本政府がいかに住民の生命や安全を無視しているかが明らかです。

「沖縄にも本土のオスブレイはいらない」の声を

沖縄では、普天間基地に配備されたMV22オスブレイのほかに、嘉手納基地に空軍使用のCVオスブレイ12機を2014年までに順次配備するとしています。また、自衛隊は、導入を検討するために2013年予算で調査費を計上するとしています。

(輸送機であるオスブレイの導入が決まれば、空自の輸送の拠点である小牧基地と考えるのは考えすぎでしょうか)

オスブレイの低空飛行訓練について、これまで全国172の自治体で配備や訓練の中止の意見書が上がっています。その中には、広島県の安芸太田町のように地位協定まで踏み込んだ内容になっているところもあります。

オスブレイが、欠陥機であり墜落の危険があることを主張することはもちろん、沖縄への配備や本土での低空飛行の本質が、アメリカと共に効率よく戦争ができるようにすることであることをきちっと主張し、安保や地位協定まで踏み込んだ運動の展開をすることが必要であると考えます。

明文改憲や立法改憲(国家安全保障基本法)をめざし、それが現実化されるような今の国会の状況を見るならば、オスブレイ配備と低空飛行問題を、安保に風穴を開ける闘いとしてとらえ、取り組まなければならないと考えます。

平和フォーラムでは、全国の自治体に再度アンケートを行い、4月には「オスブレイの配備と米軍機低空飛行訓練を許さない市民ネットワーク」の結成に向けた集会をもつということです。あいち沖縄会議では、当該の岐阜県への申し入れを行いました。沖縄でのオスブレイ配備撤回の運動の強化とともに、各地での低空飛行反対の動きを強めることこそ求められていると考えます。